



カンファレンス開催ガイドライン

公益社団法人日本青年会議所

2020年 7月 3日 策定

2021年10月 4日 改訂

目次

第1 カンファレンスの開催・運営時の感染防止対策について.....	4
第2 講じるべき具体的な感染防止対策	4
1. カンファレンスの企画・運営にかかる感染防止対策.....	4
(1) 総論.....	4
(2) 身体的距離の確保.....	5
(3) マスクの着用.....	6
(4) 手指衛生	6
(5) カンファレンス会場内の換気.....	7
(6) ステージにおける衛生の促進.....	7
(7) 受付.....	7
(8) 更衣室、休憩スペース、待機スペース、控室、楽屋等.....	8
(9) トイレ.....	8
(10) 飲食物の提供.....	9
(11) 清掃・ゴミの廃棄.....	10
(12) 保健所との関係.....	10
2. 参加者に対する感染防止対策	10
(1) カンファレンス前の対策.....	10

（２）新型コロナウイルス接触確認アプリの推奨	10
（３）カンファレンス当日の対策	11
（４）参加者の管理	11
（５）参加者に感染が疑われる者が発生した場合	11
３．カンファレンス関係者に対する感染防止対策	12
４．カンファレンス前後の関連イベントにおける感染防止対策	13
５．ガイドライン遵守の旨の公表	13
６．まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合	14
７．演者の行動管理・検査の更なる活用と徹底	14
<参加者把握シート>	16
<感染者発生連絡チェックシート>	17

第1 カンファレンスの開催・運営時の感染防止対策について

本ガイドラインは、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、政府や各都道府県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、公益社団法人日本青年会議所及び各都道府県の青年会議所が主催する、特定多数の会員が集合する、比較的大型の大会等におけるカンファレンスの開催・運営を行うに当たり、留意すべき事項を取りまとめたものです。また、本ガイドラインは、青年会議所のみならず、様々な団体が各カンファレンスを開催する際の参考とされ、全国的に各カンファレンスが再開されることにより、日本経済の活性化を促進することも併せて目的としています。

公益社団法人日本青年会議所及び全国の青年会議所は、カンファレンスの主催者（以下「カンファレンス主催者」という。）として、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程（以下「準備過程」という。）も含め、カンファレンスの参加者及びカンファレンス関係者（カンファレンスの登壇者及びカンファレンスの運営を行うスタッフをいう。以下同じ。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、カンファレンス主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各カンファレンスの特性を勘案し、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理することが求められます。なお、各事項の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年4月9日変更）別添「『新しい生活様式』の実践例」も参照してください。また、障がい者や高齢者等、参加者の特性にも配慮する必要があります。

本ガイドラインは、東京慈恵会医科大学 感染制御科 吉田正樹教授より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しています。また、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更の他、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとしします。

なお、カンファレンス主催者が活動を再開するかどうかの判断に当たっては、引き続き、開催地の都道府県知事からの要請等を踏まえ、適切に対応する必要があります。

第2 講じるべき具体的な感染防止対策

1. カンファレンスの企画・運営にかかる感染防止対策

(1) 総論

カンファレンス主催者は、カンファレンスを企画・運営するに当たり、以下に留意する必要があります。なお、屋外でカンファレンスを開催する場合には、屋内と比較して三つの密の発生のおそれが高いこと等、開催態様も考慮することとします。また、感染防止対策を確実に実施するため、別添のチェックシートの活用も検討するものとしします。

デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じます。（オフィス、休憩室等とはもとより車輛内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間

の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の対応を徹底します。)

- ① 来場者が多数になることが見込まれるカンファレンスについては、各都道府県において示される対応に基づき、実施の可否及び実施する際の感染防止対策について対応を検討します。
- ② 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用、会話の抑制等、複合的な感染防止対策の実施に努めます。
- ③ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なイベント、又は参加者が1,000人を超えるようなイベントは、都道府県と相談し、開催を慎重に検討する。

(2) 身体的距離の確保

カンファレンス主催者は、カンファレンスの企画に当たってデルタ株等変異株の拡大も踏まえ、参加者及びカンファレンス関係者が原則として身体的距離(1m以上)を確保し、密集を回避する方策や密な状況が発生させないようにする必要があります。また、距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等の距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。その他、以下のような対策を講じることが考えられます。

(参加者の身体的距離の確保)

- ① 参加者の人数制限は、政府及びカンファレンス開催地の都道府県知事が示す基準に従います。
- ② 屋外でカンファレンスを開催する場合、会場を囲う等の対策により、入場口を限定し、入場者数を管理します。
- ③ 大声を伴う可能性のある大規模カンファレンスでは隣席との身体的距離を確保します。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内)では座席を空けなくても問題ありませんが、グループ間では、前後左右1席(立席の場合1m)空けるものとします。
- ④ なお、大声を発しない場合は、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)を確保すればよいものとします。その上で、列に並ぶときは1m間隔を確保するようにお願いします。
- ⑤ 演者、登壇者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保します。
- ⑥ 余裕を持った入退場時間及び休憩時間を設定します。

- ⑦ 室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知します。

(カンファレンス関係者の身体的距離の確保)

- ① 登壇者が、登壇中も原則として身体的距離（1 m以上）を確保できるよう、立ち位置や座席の位置を工夫します。
- ② カンファレンス関係者間で、原則として身体的距離（1 m以上）が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、カンファレンス関係者の人数を必要最小限に限定します。
- ③ カンファレンス関係者の人数を最小限にすべく、ワークフローの最適化を試みます。
- ④ 設営・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めます。

(3) マスクの着用

デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底します。マスクを持参していない人へは、マスクを配布もしくは販売してください。十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行います。品質の確かな、できれば不織布を着用することが望ましいです。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照してください。

- ① すべてのカンファレンスの参加者及びカンファレンス関係者は、原則としてマスクを着用することとします。
- ② 会場内でマスクを着用していない参加者がいた場合は個別に注意等を行います。

(4) 手指衛生

カンファレンス主催者は、デルタ株等変異株の拡大も踏まえ以下に配慮して手洗い場所を確保する等、参加者がカンファレンス開催中に、こまめに手洗いを行えるよう準備することが必要です。

- ① 手洗い場にはポンプ式石鹸を用意します。
- ② 適切な手指衛生にかかる掲示を行います。手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを用意しま

す。または、参加者にハンカチ等の持参を求めます（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しません。）

- ③ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意します。

（５）カンファレンス会場内の換気

カンファレンスを屋内で開催する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、会場の管理者の指導の下、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転すること、定期的に二方向の複数の窓を開け、外気を取り入れる等の方法で換気を行うことが考えられます。

また、デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（１時間２回以上、１回に５分間以上）を徹底してください。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が４０％以上になるよう適切な加湿を行い、CO₂測定装置の設置と常時モニター（１０００ppm以下）の活用を検討してください。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置し、難しい場合はHEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も効果的です。

（６）ステージにおける衛生の促進

- ① マイクは登壇者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います。
- ② ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行うカンファレンス関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

（７）受付

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置します。
- ② 受付においてマスクの着用状況を確認します。マスクを持参していない場合には主催者側で配布・販売し、着用率１００％を担保します。
- ③ 近距離において人と人とが対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテン等により遮蔽します。
- ④ 受付において、発熱・咳・下痢等の症状がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去１４日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者（以下「有症状者等」という。）は、参加できな

い旨の掲示を行います。

- ⑤ WEBでの来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握するようにします。また、展示会への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済とし、当日支払うことになる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討します。
- ⑥ パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにします。
- ⑦ 当日の受付の他、事前受付も行い、入場時の混雑を極力避けるようにします。

(8) 更衣室、休憩スペース、待機スペース、控室、楽屋等

更衣室、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）、カンファレンス関係者が使用する控室、楽屋等は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。カンファレンス主催者は、更衣室、休憩スペース、待機スペース（招集場所）、控室、楽屋等について、定期的かつこまめな消毒を徹底し、以下に配慮して準備することが求められます。

消毒方法については、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照します。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者やカンファレンス関係者の間で適切な身体的距離（1m以上）が確保され、密になることを避けるようにします。（障がい者の介助を行う場合を除きます）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の工夫を行います。
- ③ 室内またはスペース内で、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒します。
- ④ デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、常に換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等の方法により、換気を行います。（1時間に2回以上、1回に5分以上を目安にする）
- ⑤ 対面での会話を避けるよう促します。
- ⑥ 飲食をする際は、座席の配置に注意し、対面にならないよう工夫し、会話を控えるように促します。また、使い捨ての紙皿やコップを使用するようにします。

(9) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。カンファレンス主催者は、トイレについて、以下に配慮することが求められます。

- ① トイレ内の、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒します。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを用意します。または、参加者にハンカチ等の持参を求めます。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しません。）

（１０）飲食物の提供

カンファレンス主催者は、飲食物を提供する際は、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限したうえで、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 飲食物に触れる前に、手洗いや手指消毒を行うよう促します。
- ② 回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないようにします。
- ③ 飲食物の提供方法については、同じトング等で大皿から取り分ける方法を避け、一人分を小皿に取り分けたものを提供する等の工夫を行います。
- ④ 食事の際は、原則として身体的距離（１ｍ以上）を確保するよう努めます。距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして複数組に分割する、パーティションを設置する等の形態で提供を行います。また、真正面の配置は避けることとします。
- ⑤ 食事中は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が５０％を超える場合は原則自粛とします。
※発声がないところを前提に飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、一定要件を満たす場合に限り、食事可
- ⑥ 飲食物を取り扱うスタッフには、マスク（必要に応じてフェイスシールドを併用）の着用及び手洗いを徹底させます。
- ⑦ 飲食ブースを設置する場合は、販売者と購入者の間を、透明ビニールカーテンやビニールシート等により遮蔽します。
- ⑧ 購入者が原則として身体的距離（１ｍ以上）を確保して列に並ぶよう求めます。
- ⑨ 過度な飲酒は自粛し、休憩時間中及びイベントの前後の飲食等による感染防止を徹底します。

(1 1) 清掃・ゴミの廃棄

鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて口を縛り、密閉します。清掃やゴミを回収するスタッフは、マスクや手袋を着用することが求められます。作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手を洗う必要があります。

(1 2) 保健所との関係

カンファレンス主催者は、感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。感染者が発生した場合には、別添感染者発生連絡チェックシート等の活用も検討することとします。

2. 参加者に対する感染防止対策

(1) カンファレンス前の対策

カンファレンス主催者は、参加者募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、カンファレンスへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- ① 自宅での検温の実施と、有症状者（発熱又は風邪等の症状）については、入場を制限するとともにイベント開催前にその内容を明示的に規定し、来場者への周知を徹底します。また、その場合の入場料の扱いについても事前に周知・検討します。
- ② 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知します。
- ③ 感染防止のためにカンファレンス主催者が講じるその他の対策を遵守し、また、カンファレンス主催者の指示に従うことを要請します。

(2) 新型コロナウイルス接触確認アプリの推奨

接触確認アプリ（COCOA）や、各地域の通知サービスの利用を推奨します。接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源及びBluetoothをONにした上で、マナーモードにすることを推奨します。

※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する必要があります。

（参考）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

また、導入が可能である場合には、カンファレンス来場者等のQRコード読取も推奨します。

(3) カンファレンス当日の対策

① 周知・広報

- ・カンファレンス主催者は、参加者に対し、以下について周知・広報を行います。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- ・原則として身体的距離（1m以上）を確保するよう努めることの徹底

② 有症状者等は参加しないよう要請します。

③ 事前に余裕を持った入退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行います。

④ 入場整列時に、参加者が距離をとって並べるよう、目印等の設置を行います。

⑤ 事前に密集状況が発生しないよう、余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑の緩和に努めます。

⑥ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行います。大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行います。（人員を配置する等）

※マスクの着用を前提として、隣席の者との日常会話程度は可

※大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるためBGMの音量に留意する。

⑦ スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物の使用を禁止とします。

(4) 参加者の管理

カンファレンス主催者は、別添の参加者把握シート等も活用し、参加者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。参加者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

(5) 参加者に感染が疑われる者が発生した場合

① 感染が疑われる者が発生した場合、速やかにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。

- ② 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、対応の前後に、手洗いや手指消毒を徹底します。
- ③ 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- ④ 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ⑤ クラスターの発生に備え、ガイドラインの遵守状況、イベント主催者による保健所等への協力要請の体制構築、感染状況等の実際把握、実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直し等のPDCAが適切に回る仕組みを事前に構築します。

3. カンファレンス関係者に対する感染防止対策

主催者は、カンファレンス関係者に対し、以下のような適切な感染防止対策を講じることが必要です。

① カンファレンス前の対策

- 1-1. 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、スタッフに対し周知徹底を図ります。
- 1-2. 準備過程においても十分な感染防止対策を講じます。

② カンファレンス当日の対策

2-1. 周知・広報

感染防止のため、カンファレンス主催者は、カンファレンス関係者に対し、以下について周知・広報を行います。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- ・原則として身体的距離（1m以上）を確保するよう努めることの徹底

2-2. カンファレンス関係者の健康管理と衛生の促進

- ・有症状等は参加させないこととします。
- ・演者等と参加者が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる必要があります。
- ※接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせます。
- ・自宅で検温を行うことを義務付け、発熱がある場合には直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促します。
- ・原則としてマスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底します。登壇者の登壇時等、マスクの着用ができない場合については、他者との身体的距離（1m以上）を確保します。
- ・カンファレンス関係者入口や控室等にアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励しま

す。

- ・ドアノブ、手すり等のカンファレンス関係者の手が触れる可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとします。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにします。

③ カンファレンス関係者の管理

カンファレンス主催者は、カンファレンス関係者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。カンファレンス関係者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。また、地域によりカンファレンス関係者のQRコード読取の導入も検討します。

④ カンファレンス関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- 4-1. 感染が疑われる者が発生した場合、速やかにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- 4-2. 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、対応の前後に、手洗いや手指消毒を徹底します。
- 4-3. 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- 4-4. 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- 4-5. 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとします。

4. カンファレンス前後の関連イベントにおける感染防止対策

カンファレンスに参加する個人や団体は、カンファレンス前後のリハーサルやミーティングや懇親会等においても、感染防止に十分に配慮することが求められます。

① 交通機関や飲食店等の分散利用

※可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

② 感染防止対策を施した飲食店の利用を推奨

5. ガイドライン遵守の旨の公表

主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表することとします。

6. まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合

(1) 通常時の感染対策を行った上で、下記の内容を追加で行うものとします。

(2) 開催地が重点措置区域である場合

- ① 国や開催自治体、会場のガイドラインに従い条件を設定することとします。
- ② 業種別ガイドラインを遵守します。また、国の接触確認アプリ「COCOA」や自治体における追跡システムの導入、参加者名簿の作成など追跡対策を徹底します。
- ③ 都道府県を跨いで参加者が1000人を超える場合は事前に自治体に相談します。
- ④ 大規模カンファレンス等を開催する際には、5000人を上限とし、1グループ5人以内でグループ間は最低1席あけることとします。発声を伴わないことを前提とした大規模カンファレンスでは収容率100%以内、また、アーティストライブをあわせて開催する等発声する可能性がある場合は収容率50%以内とします。収容率は感染状況により変更される可能性が高いため、事前に自治体や会場のガイドラインを確認します。
- ⑤ 施設利用可能時間（撤収も含む）は営業時間短縮要請時間内のスケジュールを組みます。
- ⑥ 重点措置区域では営業時間の短縮を要請された時間以降、飲食店にみだりに出入りしないようにします。

7. 演者の行動管理・検査の更なる活用と徹底

令和3年6月1日付けで「職場における積極的な検査等の実施手順」が示されました。初動対応における接触者の特定に当たっての具体的基準や、感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細等、に加えて、医療従事者が常駐していない場合であっても検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら検査を実施することが可能とされたこと等を踏まえ、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」が改訂されました。

平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底します。また、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

- ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。

- ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底すること。
- ③ 連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備してこと。また、連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応すること。
- ④ 医師による診断で感染性がないとされた場合は症状が軽快するまで療養を行うこと。
- ⑤ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。
- ⑥ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること。
- ⑦ 抗原簡易キットの購入にあたって
 - (1) 連携医療機関を定めること
 - (2) 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - (3) 国が承認した抗原簡易キットを用いること
- ⑧ 抗原簡易キットは、体外診断用医薬品であり、抗原簡易キットを使用した検査のための検体採取や結果の判定についても可能な限り医療従事者の管理下で実施すること。
- ⑨ 連携医療機関の医師が確定診断を行う。患者と診断されれば、保健所に届出を行う。

※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記参照のこと。

（令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）

（令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）

また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。また、ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

<感染者発生連絡チェックシート>

事業名	
実施日時	年 月 日 / 時 分 ~ 時 分
実施場所	
実施委員会	
実施責任者	※議長・委員長
電話番号	
担当者	※副議長・副委員長
電話番号	

(1) 感染者からの連絡

感染者名	
電話番号	
連絡受信日時	
連絡受信者	
感染者の病状・現状など	

(記入例) ○○月○○日に○○にて感染していることが発覚し、○○病院に入院中である。
 症状は比較的軽い。

(2) 連絡チェック欄

- 諸会議・事業の実施場所を管轄する保健所に連絡
 連絡先 ()
 連絡日時 (年 月 日 / 時 分)
- 本会の諸会議・事業の場合は、担当常任理事から専務理事・担当副会頭へ報告
- 地区協議会の諸会議・事業の場合は、地区担当常任理事から専務理事・担当副会頭へ報告。
- ブロック協議会の諸会議・事業の場合は、地区担当常任理事へ報告し、地区担当常任理事から専務理事・担当副会頭へ報告。
 連絡先 ()
- 連絡日時 (年 月 日 / 時 分)